

熊本県人権情報誌 コッコロ通信

vol.32
2015.2

画面見て
会話してると思ってない?
(H25 人権メッセージ優秀作品)

きみは みんなのたからもの
みんなは きみのたからもの
(H25 人権メッセージ優秀作品)



もくじ

2P~3P

特 集 平成 26 年度人権メッセージ優秀作品紹介

4P~5P

人権課題について学ぼう
『女性の人権』
『アイヌの人々の人権』

6P~7P

トピックス 人権センターの平成 26 年度の活動報告
シリーズ 『同和問題について』

8P

市町村の人権啓発の取組み 〈小国町〉

平成 26 年度 人権メッセージ優秀作品紹介

平成 26 年度の人権メッセージ「あなたのひとこと」には、12,447 点もの御応募をいただき、ありがとうございました。自分自身の人権意識を見つめ直す言葉、豊かな人間関係を築く言葉など、人権に対する想いを込めた作品が数多く寄せられました。

応募作品の中から、審査により優秀作品を選定し、平成 27 年 1 月 24 日（土）に開催した「熊本県人権フェスティバル」において表彰式を行いました。今回は、優秀作品に選ばれた作品を、メッセージに込めた想いとともにご紹介します。



幼な子は 過ぎし日の私
お年寄りは 将来の私
思いやり いたわりの
心で 支えたい。

なかむら けいこ
[中村 慶子さんのコメント]
<上益城郡甲佐町>

自分が体調をくずし、体調がすぐれない日々を過ごすようになったことで、思いやりやいたわりの心で支えてもらうことの大切さを知りました。

「普通でしょ。」
それってあなたの普通じゃない？
人にとっては違うかも。
それで傷つく人もいるかもよ。

まつもと さわ
[松本 紗和さんのコメント]
<天草市立河浦中学校 3 年>

私は「普通」と言う言葉をよく使っていました。しかし、人から言わされた時、「私にとっては普通ではない」と違和感を感じました。その時の想いをこのメッセージに込めました。

確かめた?
本当に見たこと
聞いたこと？

たじま れいか
[田嶋 零華さんのコメント]
<熊本県立八代東高等学校 3 年>

根拠が曖昧なうわさなどを信じて変な誤解を生んだり、相手を傷つけたりしない為には、きちんと自分の目と耳で確かめたことを信じるのが大事だと思い作りました。

大丈夫
傷つくことを知ったきみは
誰かにきっと優しくできる

むらかみ ゆかり
[村上 由香利さんのコメント]
<熊本県立熊本商業高等学校 3 年>

自分が傷ついた時に相手にやり返そうという想いは結局嫌な気持ちしか生まれないと思います。「自分がされて嫌なことは他人にもしない」という想いでこのメッセージを作りました。

いじめはなくならないかも知れない
でも、いじめをしたくないという
きもちは、もちつづけたい。

なかた ちづる
[中田 千鶴さんのコメント]
(山鹿市立大道小学校3年)

自分では、いじめはなくなってほしい
と思うけど、どこかでいじめがあっています。だから、まずは、自分の身の回り
からなくしたいと思いこのひょうごをつ
くりました。

いじめはなくならないと
きめつけてはいませんか。

まつお ひびき
[松尾 韶さんのコメント]
(熊本県立熊本工業高等学校2年)

訴えかける形より読む人に問いかける
方がより効果があると思ってこのメッセージ
を書きました。いじめをなくそうと思
う人が1人でも増えることを願っています。

あいてのいたみをかんがえてたら、
しぜんとやさしいこころになれる。

つぽい れお
[坪井 伶央さんのコメント]
(宇城市立豊福小学校2年)

ぼくが、いやなことがあったとき、す
ごくかなしい気もちになったから、あい
てのきもちをかんがえられる人に、なり
たいとおもって、このメッセージをかき
ました。

認め合おう みんなの個性
高め合おう 思いやりの意識

おだ えみりさん
[小田 えみりさんのコメント]
(熊本県立熊本商業高等学校3年)

人と違うからダメだとか、自分を責め
たり、人を否定したりして傷付けたりす
ることがなくなるようにという思いを込
めました。

「遊ぼうよ」と言ってくれた
君がいたから学校が楽しくなった
今度はぼくがだれかを
えがおにしたい

いまい ひろとし
[今井 嘉駿さんのコメント]
(多良木町立多良木小学校5年)

父の転勤で多良木小に来て一人で過ご
していた僕に、声をかけてくれた友達が
いました。とても嬉しくて学校生活が楽
しくなりました。僕も友達に優しく声を
かけたいです。

その冗談
ほんとに
相手は笑ってる？

まつした まゆ
[松下 真優さんのコメント]
(熊本県立天草高等学校2年)

相手は笑っていてもその冗談で内心で
は傷ついていて、本当に心の底からの笑
顔ではないことを知ったので、それに気づ
けるようになりたいと思いこの作品を
作りました。

女性の人权

- 異性を軽んじる気持ち、性的対象としてだけとらえる気持ちがありませんか？
- 女性はこうあるべき、男性はこうあるべき…と、決めつけた考え方をしていませんか？

Q1 どんな課題がありますか？

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により相手の心身を傷つけることです。異性間だけでなく同性間でも起きます。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由に解雇や自主退職の強要など不当な扱いを受けることです。

ストーカー行為

好意の感情やそれが満たされなかったことに対する恨みを充足させるために、特定の人やその家族に対して、つきまとい、名誉を傷つける言動、無言電話等を繰り返して行うことです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

親しい間柄の男女間における暴力です。身体的、精神的、経済的、性的暴力などがあります。

Q2 どんな取組みが行われていますか？

国の取組み

～男女共同参画社会の実現に向けて～

男女雇用機会均等法（2007改正）

働く人が性別により差別されることなく、かつ働く女性が母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようになります。

男女共同参画社会基本法（1999）

男女の人権の尊重など5つの基本理念を掲げ、国・地方公共団体・国民の役割を定めています。

～女性に対する暴力をなくすために～

ストーカー規制法（ストーカー行為等規制に関する法律 2013改正）

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めています。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 2014改正）

配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律です。

熊本県の取組み

熊本県男女共同参画推進条例（2002）

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するために制定しました。

熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第3次）

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、6つの基本理念と5つの重点目標を柱に、今後の取組みの方向を示します。

熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）

男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現をめざし、①暴力の防止及び抑止に向けた取組みの推進、②発見・相談体制の強化、③被害者の安全な保護体制の充実、④被害者の自立支援に向けた環境整備、⑤関係機関との連携・協働の5つの施策を推進します。

Q3 わたしたちにできることとは？

男女が社会の対等なパートナーとして、尊重し合う関係をつくりましょう。

固定的な性別役割分担意識は、すべての人の幅広い生き方の選択をさまたげます。

男女共同参画社会の実現には、男性を含めた働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が必要です。

男だから…女だから…ではなく、ひとりの人間として個性を尊重され、能力を発揮して、いきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざしましょう。

アイヌの人々の人権

● 民族や文化の違いについて正しく理解し、認め合っていますか？

Q1 どんな課題がありますか？

「アイヌの人々」とは？

北海道などに先住していた民族であり、固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学等、独自の豊かな文化を持っています。

明治以降のいわゆる同化政策により、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限・禁止され、アイヌ語の使用等の伝統的な生活慣行の保持が制限されました。そのため、民族の誇りである文化や伝統が十分に保存・伝承されず、周囲の理解も十分でない状況にあり、依然として結婚や就職などにおいて偏見や差別の問題があります。

また、平成25年10月に内閣府が実施したアイヌ政策に関する世論調査では、アイヌの人々に対する差別や偏見に関する質問で「平等ではないと思う」と答えた人が33.5%に上り、結婚や就職などにおける差別の解消が今後の課題であることも分かりました。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(1997)

アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るために施策が進められています。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(国連総会での採択 2007)

政治・経済・文化等幅広い分野で、先住民族及びその個人の権利について規定。この宣言の採択にあたっては、アイヌの人々も様々な働きかけを行いました。

先住民族や少数民族に対する差別をなくし、その独自性と文化を守ろうとする動きは国際的にも活発になっています。

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(衆参両院での採択 2008)

アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められました。

「アイヌ政策推進会議」(2010~)

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告(2009年7月)を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

Q3 わたしたちにできることは？

アイヌの伝統や文化等についての正しい知識を持ち、民族や文化の違いに対する寛容さを身につけることが必要です。

日常生活の中で使われることは少ないといつても、固有の言葉や文化を持つ人たちが日本には住んでいます。アイヌの人々の習慣や文化を尊重し、共に生きる社会を築いていくことは、世界の多くの民族や文化を尊重し、認め合える社会の実現につながります。

トピックス

人権センターの 平成 26 年度の活動報告

イベントによる啓発

- 街頭イベント
<12月6日びぷれす広場>
- 人権啓発パネル展
<12月2日～16日県庁>
- 人権同和問題講演会
<9月13日小国町>
- 人権フェスティバル
<1月24日熊本テルサ>
- コッコロ隊出動
<5月～3月>



マスメディアによる啓発

- 新聞・情報誌等への広告掲載
情報誌広告<すぱいす>
新聞広告<8月、11月、2月>
- テレビ放送
スポットCM制作・放送<12月>
- ラジオ放送
RKK熊本放送<11月～1月>
エフエム熊本<9月～1月>
- 公共交通機関による啓発
バス車内アナウンス・バス車内広告
- 街頭看板
- インターネットバナー広告
<11月～12月>
- 人権同和問題に関する事業主等研修会<7月>
- 人権同和問題指導者育成講座<8月>
- フォローアップ研修会<10月、2月>
- 人権教育・啓発指導者講座<6月>

研修会



啓発資料作成

- 人権情報誌コッコロ通信<8月、11月、2月>

人権啓発事業等

- 熊本ヴォルターズと連携した人権啓発活動
<試合会場での啓発活動、ポスターの作成・配布等>
- 人権メッセージ募集<7～9月>



◇◆◇今後も親しみやすい人権啓発に努めていきます◇◆◇

コッコロの達人 楠田幸子



同和問題について

もし、あなたが、自分の生まれたところや住んでいる（住んでいた）ところを理由に差別されたら、どう思いますか？同和問題解決のために私たちにできることは何でしょうか？

今回は菊池市地域人権教育指導員の米村 隆一郎（よねむら りゅういちろう）さんに出演いただいた平成26年度のラジオ番組を再構成して御紹介します。

Q. 地域人権教育指導員として、どういった活動をされているのですか。

A. 現在、菊池市では、各小学校区に人権啓発推進会議が組織されていて、その会長には校区の代表の方になってもらっています。さらに、この推進会議を中学校単位で統合し、5ブロックの人権啓発推進協議会が組織されました。私は菊池南ブロックの事務局長をしています。トップダウンも大事ですが、ボトムアップで人権について考え、人権啓発を推進していく組織が菊池市のすべての地域に位置づけられたということを大切にしていかなければならぬと思っています。

Q. 地域全体で取り組んでいく事が大事なんですね。

A. 菊池市には、先ほど申し上げた各校区の推進会議や各種団体等から推薦された「まちづくり推進委員」が18名ほどいます。推進委員の研修は年に数回行われていますが、皆さん非常に意欲的で、楽しく人権問題に取り組んでおられます。この研修を通して、新たな出会いができたり、人と人との絆が深まったりして、「人権について学ぶことは楽しいですね。」とおっしゃられた言葉が印象的です。

Q. 同和問題の現状について教えて下さい。

A. 結婚差別や就職差別などがありますが、最近気になるのが、土地差別の問題です。家を建てたいけれども、その場所が同和地区かどうかを問い合わせる電話が市役所などにかかるてくるというものです。このことは、同和地区に対する忌避意識がまだ根深いものであることを感じさせられます。

また、インターネット上の差別の問題も、とても気になります。差別をあおるような書き込みが、不特定多数の目に触れる状態にあるという現実は、非常に恐ろしいことだと思います。

Q. 同和問題の解決のために、私たちにできることは何でしょうか。

A. 人権同和問題の講演会などを開いたときに、関心のある方は幾度となく聞きに来られますが、本当に聞いてほしいと思う方には来ていただけないというジレンマをいつも感じています。それでも、人権教育と啓発は、根気強くコツコツと継続していかなければならないとも思っています。

これから先の多様化した社会では、ますます人権感覚が備わっていないと通用しなくなります。だからこそ、まずは子どもたちの人権感覚を高める必要があるわけですが、子どもたちの周りには、家庭があり、地域があります。つまり、私たちおとなも、子どもたちと一緒にになって人権感覚を高めていこうという気持ちを持つことが大切なのではないかと思います。

頑張ってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取組みについてお知らせします。
今回は小国町の取組みを御紹介します。

「小国町における人権啓発の取組みについて」

小国町では、1996年から人権週間中の啓発活動の一環として、12月の第1土曜日を開催日と定め、「あらゆる差別の解消を図るために自らが考え方行動する日」と位置づけ、人権啓発フェスティバルを開催しています。町内の全ての学校はもとより、企業・婦人会・PTA等の代表者45名で実行委員会を組織し、町内パレード、バザー、作品展示、演劇などを実施しています。今年は隣保館開館20周年という節目を迎え、また熊本県より人権同和問題講演会の共催の提案をいただき、9月13日に小国町隣保館開館20周年記念 小国町人権啓発フェスティバル～熊本県人権同和問題講演会～を開催しました。当日は、2部構成で、第1部では、オープニングパレードが隣保館を出発し、JA阿蘇小国郷情報企画センターまでの道のりを約300名がパレードをしました。第2部では、人権啓発コンサート～響け愛の唄～(第1幕 永志保コンサート・第2幕 人権バンド「ゆう」ライブ)が行われました。第1幕 永志保コンサートでは、「島唄を通しての奄美の歴史」をテーマに、永志保さんの生き立ちや島唄をはじめたきっかけなどを話され、島唄を通して奄美の歴史を学び、自分の生まれた奄美を誇りに思うことができるようになったと故郷を大切にする思いを熱く語られました。第2幕 人権バンド「ゆう」ライブでは、「人権を大切にすることの素晴らしさを唄にのせて」をテーマに、かけがえのない家族への思いや高齢者・障がい者に対する差別をはじめ、あらゆる差別がそれの大切な絆を奪ってしまう。そんな差別は絶対になくしていかなければならないと強調され、まさに「響け 愛の唄」にふさわしい2組の熱唱に会場では目頭が熱くなった方多かったです。町内他、延べ500名を超える方に参加していただき、盛会のうちに終えることが出来ました。参加者からは、「お話を聞くのもいいけど、耳から感じて、心に響く唄も新鮮でした。」などの感想が寄せられました。

次に12月13日の小国町隣保館20周年記念小国町人権啓発フェスティバルでは、「おぐにつ子人権劇場」と題して、小中学生の人権劇・高校生の意見発表等を中心に多彩なプログラムが開催されました。例年12月に開催される小国町人権啓発フェスティバルでは、講師はありません。その理由は、人権問題について勉強した子どもたちが講師の役割を担っています。子どもたちの劇を見て、聞いて感じ、そして自らの行動につなげていくことに重点をおいています。最後に、これからも、同和問題をはじめとするあらゆる差別の根絶に向けて、一人ひとりの人権を大切にする小国町であるよう皆様とともに進んでまいりたいと思います。



9/13 小国町人権啓発フェスティバル・熊本県人権同和問題講演会
人権バンド「ゆう」ライブの様子



12/13 小国町人権啓発フェスティバル
「おぐにつ子人権劇場」の様子

人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。(相談は無料。プライバシーは守ります。)
下記の相談専用電話まで御連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 9:00～12:00/13:00～16:00

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 (熊本県人権センター)

住 所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
[県庁行政棟新館2階]
開館時間 8:30～17:15
休 館 日 土曜・日曜・祝日・年末年始
電 話 096-333-2299
F A X 096-383-1206
メ ー ル jinken@pref.kumamoto.lg.jp

◆熊本県では、部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査をしてはならないと条例で定めています。